

審議会での質疑

○ 放置自転車の撤去費用の免除理由は要配慮個人情報に該当する場合があるか。デジタル・セキュリティ部会での自己点検の確認においては、どのように整理したのか。

事務局からの説明

○ 撤去手数料の免除を認めるものは（1）撤去された日の翌日までに盗難届が出ていた場合（2）明らかに玩具である場合（補助輪がついているなど、外形から移動用でなく遊戯用であることがわかる場合）（3）緊急搬送等で適正に駐車できないやむを得ない理由があった場合としています。

（1）について、盗難届が提出されていることが直ちに個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）に規定する「犯罪により害を被った事実」には該当しないものと考えます。（2）について、自転車の外形であることから要配慮個人情報には該当せず、（3）について、手続時に搬送証明等を確認するのみであり、記録される情報は消防署名のみのため、法施行令に規定する「医師等により心身の状態の改善

のための診療が行われたこと」には該当しないものと考えま
す。上記の理由から、放置自転車の撤去費用の免除理由は要
配慮個人情報ではないとの判断に至りました。

今回、デジタル・セキュリティ部会での確認において、当
該項目が要配慮個人情報に該当するかという議論がありま
せんでしたので、今後は業務で取り扱う情報が要配慮個人情
報に該当するのかという観点の確認を徹底します。